



[最終回]

韓国法の特徴 家族法を中心として

崔 達坤

高麗大学校名誉教授 / 韓日法学会会長

text by Choi Dalgon

1. 相続法上の特色

(1) 相続の種類

1960年の韓国民法典が施行される以前においては、相続の種類として祭礼相続、戸主相続および財産相続の三つが認められていた。しかし韓国民法典は、祭礼相続を慣習に一任し、戸主相続と財産相続だけを規定した。まず、戸主相続を法定した背景には、それまで家族を扶養・統率する戸主の権限が非常に大きかったということが挙げられる。従来、戸主制度は、男子中心の思想を維持するための非民主的・非実用的制度であったことから、その廃止が強力に主張されてきた。しかし国会は、その改正案の審議過程において、戸主制度が依然として法律体系や家族関係に与える影響が大きいとし、その廃止を保留した。その代わりに、不合理な権利義務規定と男女不平等条項を大幅に削除・改正した。その結果、戸主制度は、形式的な名目的性質だけを有することとなった。

戸主制度の変化により、戸主相続の内容を補完または修正しなければならな

くなった。その変化のうち重要な点は次の通りである。

戸主相続制度を廃止して相続機能をより弱体化させた戸主「承継」制度を採用し、戸主承継に関する規定を相続編から切り離して親族編に編入させた。従来、強制相続であった戸主権の相続制度を廃止し、戸主承継権の放棄を認めている。胎児の戸主承継権を認めていない。戸主権の代襲を認めていない。その結果、嫡長孫の戸主承継権が認められなくなり、承継順位によって次順位者が承継するようになった。異姓養子は戸主の相続人となることができずという規定を削除した。墳墓に属する一町以内の禁養林野と600坪以内の墓土である農地、族譜¹および祭具の所有権は戸主相続人が相続すると規定していたが(第996条)これを削除し、これらの所有権は祭礼を実際に主宰する者が承継すると規定している(第1008条の3)。

(2) 財産共同相続主義

戸主相続を戸主承継にし、これを親

族編に編入させることにより、相続編は財産相続だけを包含するようになった。

以上のように、韓国の財産相続制度は、同一の儒教的文化圏に属している中国および日本とは大きく異なる。財産相続において、最も特色的なものを見ると、次の通りである。

相続人の範囲

韓国は昔から共同相続主義を採用してきた。朝鮮時代の綜合成文法典と言える経国大典では、「未分奴婢、勿論子女存歿分給」とされている。未分奴婢というのは、父母が生前に分配していない財産(卒者養奴と婢²は当時、最も重要な財産であった)であるが、これを男子孫または女子孫の生死に関係なく分配して相続させるという意味である。したがって、この共同相続の規範は、経国大典において初めて規定されたというわけではなく、それ以前からあった思想を成文化したものであると言える。

共同相続においては、相続人としてすべての子が必須的に参加する。特に、女子が共同相続に参加するところ

に大きな意味がある。ところが、朝鮮王朝の進展に伴い、儒教的法制である宗法制が着々と定着し、宗法制³の施行と日本法の影響によって、女子は後順位相続人となり、相続から排除されるようになった。

現行法に至るまで、相続人の範囲に関しては、数回の改正があったが、最近においては、配偶者相続と血縁相続の二元構造を有する近代的共同相続制度を採っている。現行法は、配偶者と直系卑属を第一順位の相続人とし、傍系血族の相続人として4親等までを限定している(第1000条第1項第4号)。配偶者、特に妻の相続順位に関しては大きな変化の過程をたどってきた。つまり、朝鮮時代においては、直系卑属がいるときには、妻に相続権がなく、その直系卑属がない場合に限って相続をすることが可能であった。しかし、その相続も暫定的なことであって、死後養子が入養された場合には、その養子に財産が譲渡され、実家に復籍する場合にも夫の本家に譲渡されたのである。これは、祖業思想があったからである。

現行の韓国民法が施行されてから、妻はその直系卑属と同順位であるが、直系卑属がない場合には、被相続人の直系尊属と同順位の立場で共同相続をするようになった(第1002条)。韓国民法は、傍系血族の相続権を4親等までに限定して規定している。改正前の韓国民法は直系血族の範囲と同様に8親等としたこともあったが、朝鮮王朝時代の規定に従い、4親等に復帰したのである。これは妥当な改正であると評価されている。

しかし、ここでいう4親等とは、父母系を合算したものであるのか、または男系親に限定した概念であるのか、というこ

とに関して議論がある。現在の韓国の家族法学者は、前者の立場を取るのが一般的である。しかし、相続の機能における家産の家門内での維持という韓国的沿革、または実際、母系4親等者の間における血縁意識の薄さ等を考えると4親等を父系血族に限定するという解釈も十分な根拠を有すると言える。

相続分

共同相続に参加する相続人における相続分も多様な内容を示している。男女、嫡庶、配偶者、戸主および家族の間で各々異なる相続分が認められてきた。

韓国の王朝時代における初期規範を見ると、女子の相続分は男子の相続分と差はない。しかし、男尊女卑を主な原理としている儒教が韓国社会に定着することにより、女子の相続分は男子に比べて漸進的に少なくなり、結局、相続人の範囲から除外されたこともあった。また、日本による植民地時代においては、当時の日本の長子単独相続法の影響を受け、女子が相続人の範囲から除外されることが一般化された。

女子の相続権を回復させた現行法時代においても、その相続分は男子の場合と大きな差がある。具体的に見ると、女子の場合は、男子の相続分の2分の1とし、同一の家籍ではなくても、女子は4分の1であった。女子の相続分が男子の

場合と同様になったのは1990年の3次の改正を通じてである。

朝鮮王朝時代には、嫡庶の間に相続分の差があり、また庶子の種類によっても差を認めていた。このような差別規定は、1960年の韓国民法制定によって全部廃止された。韓国民法の3次改正が行われるまでは、戸主相続人に自ら固有の相続分に5割を加算した。戸主または長子の相続分に一定額を加算したのは、慣習法時代においても同様であった。しかし、長子に対する加給の量が圧倒的であったとは言い難い。

2. 結び

3回にわたって、韓国の家族法における規範の中で最も特徴的であると考えられることに関していくつかを考察してみた。これらは結局、韓国社会が日本または中国と違って、父系血縁主義が強いことを示しており、また、共同相続主義を継続して採択したことに起因していると考えられる。

- 1 族譜：家系記録の一種。
- 2 卒者養奴・婢：召し使いなどのこと。
- 3 宗法制：家族内の身分秩序や人間関係を定めた規制。

次回から、米国弁護士の水原理雄氏による連載がはじまります。



1933年生まれ。高麗大学校法科大学卒、法学博士。高麗大学校法科大学教授、法科大学長。同大学名誉教授。早稲田大学客員教授。韓日法学会会長。衿山法文化研究所所長。